官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件（金融庁・財務一）　一
〔その他告示〕
○協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第一項の規定により信用協同組合に業務の一部停止を命じた件（金融庁四五）　二
○防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務二二一）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二二）　三
○農薬を登録した件（農林水産九〇七）　七
○保安林の指定をする件（同九〇八～九三一）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八二〇）　七
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一二）　七
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件等の一部を改正する告示（環境三四）　七
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛一八〇）　八
〔国会事項〕
法務省　最高裁判所　名古屋市　大阪市　八
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項　八
国営土地改良事業の工事完了の公告（農林水産省）　九
登録実施機関の登録事項の変更について（中部運輸局）　九
法務　九
公証人任免（法務省）　九
〔公告〕
諸事項　九
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇

法規的告示

○金融庁・財務省告示第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件（令和五年金融庁財務省告示第二号）の一部を次のように改正し、令和八年八月三日から適用する。

令和八年七月七日

金融庁長官　伊藤　豊
財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（令第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域） **第一条**　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（次条において「令」という。）第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の本邦の域外にある国又は地域とする。 ［一～四　略］ 五　アンギラ 六～十四　［略］ 十五　オマーン 十六～十八　［略］ 十九　キューバ 二十～三十五　［略］ 三十六　ドミニカ国 三十七～四十九　［略］ 五十　ボツワナ 五十一～六十二　［略］ （令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域） **第二条**　令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の本邦の域外にある国又は地域とする。 ［一～四　略］	（令第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域） **第一条**　［同上］ ［一～四　同上］ ［号を加える。］ 五～十三　［同上］ ［号を加える。］ 十四～十六　［同上］ ［号を加える。］ 十七～三十二　［同上］ ［号を加える。］ 三十三～四十五　［同上］ ［号を加える。］ 四十六～五十七　［同上］ （令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域） **第二条**　［同上］ ［一～四　同上］